

委 託 契 約 約 款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款及び別冊の図面及び仕様書等（質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に基づき委託業務を完了しなければならない。

2 前項の設計図書に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互に符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者又は監督員の指示に従うものとする。

(監督員)

第2条 委託者は、監督員を定めたときは、原則として書面をもってその氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

(権利及び義務の譲渡)

第3条 委託者及び受託者は、事前に相手方による書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならないものとする。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとする。ただし、業務の遂行のため合理的に必要な範囲内で、委託者の事前の承認を得ることを条件に再委託することができる。

2 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

(資料提供)

第5条 受託者は、委託業務の遂行に関し、委託者が所有する仕様書、図書、図面、その他の資料及び情報が必要な場合には、委託者に対し、これらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができるものとし、委託者は、これらに無償で応じるものとする。

2 受託者は、委託者から貸与又は開示を受けた資料及び情報（以下「開示情報等」という。）の正確性及び有用性等について、確認又は検証の義務を負担しないものとする。

3 委託者は、開示情報等を受託者に対し貸与又は開示するにあたって、受託者がこれらの情報等を委託業務の目的の範囲内で使用することにつき許諾する正当な権限を有していることを保証する。

(資料管理)

第6条 受託者は、開示情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、保管するものとする。

2 受託者は、開示情報等のうち、原本として開示されたものについては、その必要がなくなった時点で遅延なく委託者に返却するものとする。複製物として開示されたものについては、委託者からの特段の指示がなされない場合は、受託者の判断で随時破棄処分することができるものとする。開示情報が電子文書又は電磁的記録の場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

(機密情報)

第7条 委託者及び受託者は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術的又は行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書、電磁的記録として開示される情報

(2) 秘密である旨を告知したうえで口頭で開示される情報であって、口頭による開示後30日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により開示されたもの

2 委託者及び受託者は、互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、漏洩防止のための合理的に必要な方策を講じるものとする。また、相手方の事前の書面による同意又は法令により開示を求められた場合を除き、他の第三者に開示、公表及び配布をしないものとする。

3 委託者及び受託者は、機密情報を開示された目的にのみ使用するものとする。

4 委託者及び受託者は、機密情報の開示は、相手方に対して現在又は今後所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

5 委託者及び受託者は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

(1) 開示時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報

(2) 開示後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報

(5) 保持義務を課すことなく第三者に開示した情報

6 第2項の義務は、機密情報を受領した日から存続するものとし、本契約が終了した場合もなお存続する。

7 委託者及び受託者は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は委託業務の履行のために必要がなくなった場合には、相手方の指示に応じ、第1項に規定する機密情報が記録された媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

8 委託者及び受託者は、法令（高山市情報公開条例を含む）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の開示又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、開示又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、開示又は提出に係る手続的な保障を与えるものとする。また、法令による場合以外で、委託者又は受託者が、相手方の機密情報が記載された文書の開示又は提出をしようとする場合は、相手方と十分な協議の上、第2項の規定による同意を得て行うものとする。

（個人情報）

第8条 受託者は、委託業務の履行に関連して知った委託者の保有する住民等の個人情報（以下「個人情報」という。）を、法令に基づき開示が請求された場合を除いては、他に開示、公表及び配布をせず、受託者自身もその個人情報を利用しないものとする。なお、個人情報とは、形式及び内容の如何を問わず、個人を特定できる情報のうち、委託者が指定した情報をさすものとする。

2 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的に必要な方策を講じるものとする。

3 受託者は、個人情報が記録された媒体を複写又は複製してはならない。

4 受託者は、本契約が終了したとき、委託者の求めがあったとき、又は委託業務の履行のために必要がなくなったときには、委託者の指示に応じ、個人情報が記録された媒体を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

5 受託者は、前4項に規定するほか、個人情報の取扱い及び管理について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を始めとする個人情報保護に関する法令の趣旨に従うものとする。

（制限事項）

第9条 受託者は、委託業務の履行にあたり、次の各号の行為を制限事項として定めることに同意し、誠実に履行しなければならない。

(1) 他者の著作権、特許権又は商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(2) 他者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(3) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(4) 詐欺罪等の刑事犯罪に関連する行為又はそのおそれのある行為

(5) 委託業務の履行により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為

(6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為

(7) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

(8) 法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為

(9) 前各号の趣旨に照らし、委託者が不相当と判断した行為

（委託業務の監査等）

第10条 委託者は、第5条第1項に基づき貸与、開示した資料及び情報、第7条第1項に基づき開示した機密情報、第8条の個人情報の利用、管理及び保管状況等に対して、定期的又は随時監査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、監査費用は委託者の負担とし、監査の対象事項及び方法の詳細については、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

2 委託者は、前項に規定する事項以外の事項に対しても委託業務の処理状況を調査し、又は受託者に対し報告を求めることができる。

（報告の義務）

第11条 受託者は、委託業務の履行に伴い事故が発生した場合には、速やかに事故の経緯及び被害状況等を調査し、委託者に報告しなければならない。

（設計図書等不適合の場合の修正義務）

第12条 受託者は、委託業務が設計図書等に適合しない場合において、委託者がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し、又は履行期限を延長することはできない。ただし、当該不適合が監督員の指示による等委託者の責めに帰すべき理由によるときは、第13条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

（業務内容の変更）

第13条 委託者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、若しくは履行期限の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が著しい損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償

額は、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

(履行期限の延長)

第14条 受託者は、天候の不良等その責めに帰することのできない理由その他の正当な理由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、委託者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期限の延長を求めることができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合における延長日数は、委託者と受託者とが協議のうえ書面をもって定めなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第15条 履行期限内に経済事情の激変又は予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、委託者と受託者とが協議のうえ契約金額を変更することができる。

(損害の負担)

第16条 受託者は、委託業務の履行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において全て処理、負担しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。

(検査及び引き渡し)

第17条 受託者は委託業務が完了したときは、速やかにその旨を書面により委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受託者の立会いのうえ検査を行い、検査に合格したものについては、直ちにその引き渡しを受けるものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について修補を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該修補を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、委託者が受託者から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(契約金額の支払い)

第18条 受託者は、前条第2項の規定による検査に合格し、引き渡しを終了したときは、所定の手続に従って契約金額の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払うものとし、契約保証金がある場合は還付するものとする。

3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、委託者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(保証人)

第19条 受託者は、委託者の要求に基づき、受託者に代わって自らこの契約及び契約に付随して生じる義務を履行することを保証する連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、当該年度の高山市競争入札参加資格者名簿に登載され、委託者の承認を受けた業者でなければならない。

3 保証人は、委託者の請求があった場合は第3条の規定にかかわらずこの契約に基づいて受託者の権利及び義務を承継するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金及び遅延利息)

第20条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は、受託者から違約金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数1日につき契約金額から出来形部分に対する契約金額相当額を控除した額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。

3 委託者の責めに帰すべき理由により、第18条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(検査の遅延)

第21条 委託者の責めに帰する理由により第17条第2項の期限内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、第18条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合においてその遅延日数が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(追完請求権)

第22条 業務の目的物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）である場合は、委託者は、受託者に対し、当該目的物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は履行の追完を請求することはできない。

（契約金額減額請求権）

第23条 契約不適合がある場合、委託者は相当な期間を定めて受託者に対して履行に追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告することなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は前項の規定による契約金額の減額を請求することはできない。

（準用）

第24条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに解除権の行使についても準用する。

（委託者の権利の期間制限）

第25条 受託者が、契約不適合の目的物を引渡しした場合において、委託者が不適合を知った時から1年以内にその旨を通知しないときは、委託者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

（委託者の契約解除権）

第26条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、何ら催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 次のいずれかに該当するとき。

イ 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

ロ 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第4条第1項、第6条各項、第7条第2項、同条第3項、同条第7項、第8条各項、第9条及び第11条の規定に違反したとき。

(3) 受託者又はその使用人が検査若しくは監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴対法に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 第4条第1項但し書きに規定する再委託先が、イからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当するものを再委託先としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、委託業務の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引き渡しを受けるものとし、当該引き渡しを受けたときは当該引き渡しを受けた出来形部分に相應する契約代金を受託者に支払わなければならない。

（損害賠償金）

第 27 条 委託者が前条第 1 項の規定により契約を解除した場合においては、受託者は、契約金額から同条第 2 項に定める引き渡しを受けた出来形部分に相当する額を控除した後の額の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の損害賠償金は、委託者が受託者に支払うべき契約金額または契約保証金があるときは、当該部分から控除することができる。

(賠償金及び違約金等の控除)

第 28 条 受託者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金等を委託者の指定する期間内に納付しないときは、委託者は、契約金額からその金額を控除し、なお不足するときは更に請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、委託者は、受託者から納付期限の翌日から遅延日数につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した延滞金を請求することができる。

(受託者の契約解除権)

第 29 条 受託者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第 13 条第 1 項の規定により業務内容が変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき及び業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。

(2) 委託者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったとき。

(適用除外)

第 30 条 連帯保証人を必要としない場合は、第 19 条の規定は適用除外とする。

(契約外の事項)

第 31 条 この約款に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。